

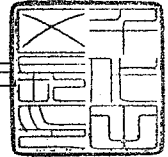
千代田区告示第 35 号

平成 28 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、平成 28 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

平成 28 年 3 月 31 日

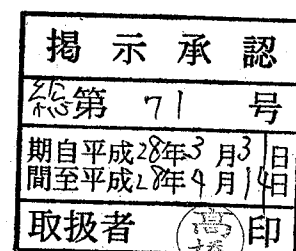
千代田区長 石川 雅己



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額

単位：円（1 時間当たり）

No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	2, 413
2	普通作業員	2, 104
3	軽作業員	1, 509
4	造園工	2, 115
5	法面工	2, 689
6	とび工	2, 710
7	石工	2, 593
8	ブロック工	2, 392
9	電工	2, 477
10	鉄筋工	2, 732
11	鉄骨工	2, 550
12	塗装工	2, 795
13	溶接工	2, 997
14	運転手（特殊）	2, 370
15	運転手（一般）	1, 967
16	潜かん工	2, 975
17	潜かん世話役	3, 518
18	さく岩工	2, 817
19	トンネル特殊工	2, 774
20	トンネル作業員	2, 413
21	トンネル世話役	3, 178
22	橋りょう特殊工	2, 975
23	橋りょう塗装工	3, 093
24	橋りょう世話役	3, 400



No.	職 種	賃金下限額
25	土木一般世話役	2,444
26	高級船員	2,902
27	普通船員	2,285
28	潜水士	4,059
29	潜水連絡員	2,795
30	潜水送気員	2,774
31	山林砂防工	2,678
32	軌道工	4,474
33	型わく工	2,583
34	大工	2,540
35	左官	2,742
36	配管工	2,179
37	はつり工	2,487
38	防水工	2,965
39	板金工	2,753
40	タイル工	2,253
41	サッシ工	2,540
42	屋根ふき工	1,556
43	内装工	2,742
44	ガラス工	2,465
45	建具工	2,413
46	ダクト工	2,158
47	保温工	2,189
48	建築ブロック工	2,328
49	設備機械工	2,222
50	交通誘導警備員A	1,445
51	交通誘導警備員B	1,244

(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	941
-------	-----

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	941
-------	-----